

**第5回 浜松市立中学校における
「学校に着ていく服」のあり方検討委員会**

次 第

日 時：令和6年12月24日(火) 14時～
会 場：浜松市教育委員会 6階 教育委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

(1) 「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（再提案）

(2) 「学校に着ていく服」の理念と目指す方向性、ロードマップの方向性（再提案）

4 その他

【配布資料】

資料1_「学校に着ていく服」のあり方検討委員会だより(第4号)

資料2_第4回協議事項及び意見まとめ

資料3_「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（再提案）

資料4_「学校に着ていく服」の理念・目指す方向性、ロードマップの方向性（再提案）

浜松市立中学校における「学校に着ていく服」のあり方検討委員会 名簿及び席次

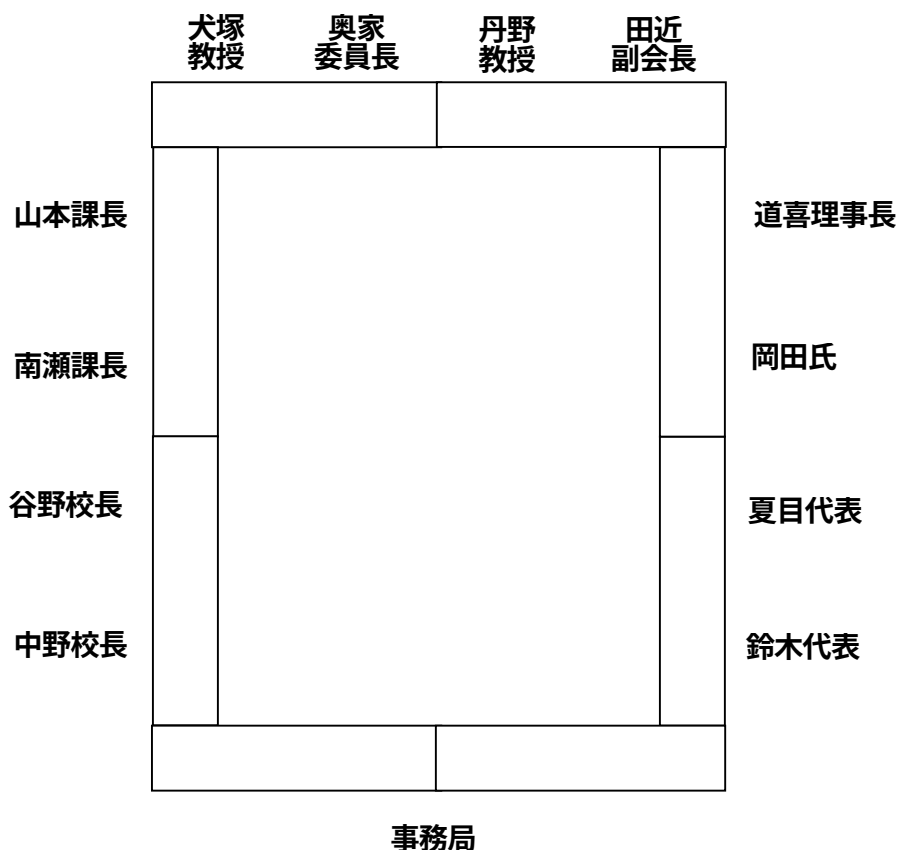
1 委 員

	所属・補職名	氏 名
委員長	学校教育部長	奥家 章夫
副委員長	学校教育部次長兼教育総務課長	山本 卓司
委員	学校教育部指導課長	吉山 幸洋
委員	学校教育部教育支援課長	南瀬 悦司
委員	浜松市立竜禅寺小学校 校長	谷野 幸代
委員	浜松市立浜北北部中学校 校長	中野 有哉

2 有識者

	所属・職名	氏 名
学識経験者	静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授	犬塚 協太
学識経験者	東京都立大学 人文社会学部人間社会学科 教授	丹野 清人
保護者	浜松市PTA連絡協議会 副会長	田近 章敏
関係団体	(特非)浜松男女共同参画推進協会 理事長	道喜 道恵
関係団体	(公財)浜松国際交流協会 浜松市多文化共生センター	岡田 シモネ 梨香
関係団体	ミライ制服すすめ団 代表	夏目 はるな
関係団体	浜松トランスジェンダー研究会 代表	鈴木 げん

《席 次》



「学校に着ていく服」のあり方検討委員会だより

第4号 2024年9月25日発行 《発行》浜松市教育委員会 教育総務課(電話:457-2401)

資料1

第3回検討委員会では、これまでの議論や子供たち・保護者からのアンケート結果をもとに、「学校に着ていく服」のあり方を検討するうえでの「視点・方向性」と「今後の論点」についての整理を行いました。

委員及び有識者の方々からは、各々の立場から多くのご意見をいただき、充実した検討委員会となりました。

また、「制服」ではなく、「学校に着ていく服」の検討を進めていきたいという思いから、会議の名称を「浜松市立中学校における『学校に着ていく服』のあり方検討委員会」へ改めることとしました。

協議内容（これまでの協議を踏まえた事務局からの提案）

〈視点について〉

- ・制服に対して悩みや不安を抱えている子供への特別な配慮ではなく、市立中学校に通う全ての子供たちを視点とすること。

〈方向性について〉

- ・「制服」ではなく、「学校に着ていく服」を検討すること。
- ・各学校が「学校に着ていく服」のあり方を検討していく際に必要となる項目及びその方向性について検討していくこと。
- ・市統一服の必要性についても併せて検討すること。

〈今後の論点について〉

- 論点1 今の時代における「学校に着ていく服」とは
- 論点2 なぜ「学校に着ていく服」の検討が必要なのか
- 論点3 「学校に着ていく服」を検討する上で必要な観点とは何か
- 論点4 市統一服は必要か



委員・有識者の意見（一部抜粋）

〈視点について〉

- ・制服を契機として学校に行けないということを絶対に起こさないという点が最も中心においた方がよい価値だと考える。
- ・「学校に着ていく服」によって心理的安全性が確保されることが必要だと思う。

〈方向性について〉

- ・「学校に着ていく服」を検討するうえで、特定の服装の強制としないようにすることが必要だと考える。
- ・従来の画一的な制服から変更していく場合、「考えなくてもいいから楽」というこれまでのあり方を手放す覚悟が必要である。生徒が自分の考えを持ち、学校に着ていく服を選ぶことができる仕組みが大事なのではないか。
- ・「浜松市として制服をどのような方向に持っていきたいか」に相当するアクションプランを作成してはどうか。

〈今後の論点について〉

- ・「学校に着ていく服」を自由にしたときに、従来よりも費用がかかることが予想されるため、その点も検討する上で必要な観点だと思う。
- ・家庭の経済的負担の軽減や機能性の重視といった観点が必要だと思う。標準服を基本としながら、リボンやネクタイなどで学校ごとの差別化を図ることが現実的ではないだろうか。
- ・学校が事業者を選定する際の透明性を確保する観点が必要ではないか。

今回の協議により、大まかな方向性がまとまりましたので、次回からは「学校に着ていく服」の定義の検討といった具体的な協議に入っていきます。

会議の資料や会議録は市公式HPで公開しています。

市公式HP ⇒ 子育て・教育 ⇒ 教育施策 ⇒ 浜松市立中学校における「学校に着ていく服」のあり方検討委員会

URL: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/somu/sesaku/seihuku/top.html>



第 4 回協議事項及び意見まとめ

協議事項	(1)「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（修正案）について
説明	・ 第 3 回検討委員会でのご意見を踏まえ、「検討に係る論点」を修正した。 ・ 今後の協議の軸となる「学校に着ていく服」の定義と目指すゴール（目的）、目指すゴールに向けた工程を明確にし《論点 1》、それを踏まえた上で、学校が「学校に着ていく服」を生徒主体で検討していく上で理解しておくべき事項《論点 2.3》について協議していきたいと考える。 ・ 市標準服の必要性については、はじめから論点として設定するのではなく、《論点 3》の議論を踏まえて判断していくこととしたい。
意見	・ 議論の対象が「制服」から「学校に着ていく服」に変わったことで、生徒の自主性がより協調され、これまで以上に多様な服装からの選択が認められるようになったと感じる。議論の方向性としては、より理想に近づいたと思う反面、各学校がどのようなプロセスで検討、結論を出していくのか、どのように実現までもっていくのかという工程が大変気になる。 ・ 概ね賛成であるが、こどもの声を反映するしくみが必要だと考える。学校や家族とは違った立場で話を聞き、一緒に考え具体的に動くような公的第三者機関が必要。服装の問題は人権課題そのものであるため。 ・ 市全体で足並みを揃えていくためには何が必要か、市の取組についても話し合われるべきである。市統一の「学校に着ていく服」の提示、教職員等への人権教育、ガイドラインの運用状況のチェック、第三者によるこどもの権利を守る場所の設置など。 ・ 論点を踏まえて学校向けのガイドラインを作成すると捉えているが定義の段階で目指すゴールやロードマップを述べるのはどうなのか。また、ガイドライン作成には運用についても議論が必要。 ・ 児童生徒一人一人が、自分自身の着る服について考える機会となることを期待する。 ・ 市標準服については、「学校に着ていく服」を検討するために必要な観点の議論を踏まえて判断していくことでよい。

協議事項	(2)「学校に着ていく服」の定義・目指すゴール（目的）について
説明	「学校に着ていく服」＝「登下校や教育活動の場において、生徒個人が選択・着用する服装」と定義し、「学校独自の制服」や「市標準服」、「自由服（私服）」との位置付けについてイメージ図で示した。 「学校に着ていく服」のあり方は、各学校が生徒主体で検討し決定するものであり、生徒は自分たちで定めた範囲やルール等のもとに服装を選択する。 - 目指すゴールは、「『学校に着ていく服』による心理的安全性の確保」とした。 - 各学校において①～③の項目が実現している状態が、制服が必要と感じている生徒（服で人と差がでない、毎日きる服で悩まなくていい、中学生らしくみえる）、制服に対して悩みや困難を抱えている生徒のどちらにとっても、心理的安全性が確保されていると考える。
意見	- 目指すゴールについて具体的なイメージや数値などは検討するのか。 「学校に着ていく服」による心理的安全性なのか、心理的安全性が確保されている環境が学校にあることで「学校に着ていく服」について生徒主体で考え実行できるようになるのか。 - 理念として目指すゴールに大筋異論はないが、「学校に着ていく服」の自由度が格段に大きく、その選択は最終的に生徒の自主的判断に委ねるとなると、各学校がそれを生徒に適切に理解させ、その前提で十分な議論がつくせるのか。実践上の問題が様々に危惧され、そこに至るロードマップの内容が極めて重要となってくる。 - 生徒が「学校に着ていく服」を理解して主体的に選択できるようにするためには、教育行政側が服の選択肢をある程度現実可能性のあるものから例示していくことは必要ではないかと考える。 - 学校に着ていく服は生徒個人が選択・着用する服装であり、それが阻害されないことを意識できる文言にしたほうがよい。 - 人権や多様性が尊重されるのは「自分」であり、「自分」の人権や多様性が尊重されることの重要性を理解するのだと考える。 「学校に着ていく服」のあり方を決定することが、「ルールを定める」という言葉に直結することに疑問がある。「方針（または理念）を決める」という文言ではだめなのか。せっかく生徒主体の流れをつくっていかうという中で、あえてそういう表現を使うことはもったいない。 - 心理的安全性は、主体的に選択していく上での前提条件であってゴールではない。目的ではなく補足として使われるとよい。 「学校における TP0 に合わせた服」とあるが、解釈によって心理的安全性が低くなるのが容易に想定される。「学校における」という自由に解釈されやすい言葉は削除したほうがよい。

	・ 「理解する」という表現が教育する側の目線を感じる。「自分が尊重されているとすることができる」「他者の選択を尊重し、人権・多様性を受け入れることができる」という、自分と他者という具体的な文言にすることで、生徒や教職員に伝わりやすいと思う。そのまま検証材料にも使える形となる。
--	--

協議事項	(3) ロードマップ（案）について
説明	・ 目指すゴールに向けた工程を３段階で整理し、各段階における「生徒の姿」とその姿を実現するための「学校（教職員）の対応」を示した。 ・ 各段階への進め方や進行度合いは、各学校が生徒や保護者等のコンセンサスを得ながら実情に応じて決定していくことから、各段階達成までの期間はしないこととした。 ・ 市教委については、各学校が「学校に着ていく服」の検討を進めていく上で必要な支援や情報の提供、環境整備を進めていく。
意見	・ 生徒主体で考えて「現状のままでよい」となった場合、それも周囲が許容することになるが、そうすると経済的事情で問題があると訴えている人たちへの対応が必要になる。リサイクルやレンタルなどの制度も併せて検討する必要があるかと思う。 ・ 各段階において、生徒が「主体性」を持って思考することが大変重要になる。 ・ 学校ごとに実態が異なり、目指すゴールに到達している学校もあるのではないか。その場合、このロードマップをどのように取り扱っていくのがよいか。 ・ ロードマップの全体の方向性や各段階の設定の仕方、個々のファクターの役割等は、理念的に考えれば望ましいと思う一方、この通り実行していくとなると大変な手間と時間がかかることは覚悟しなくてはならない。このロードマップのどこかの段階で、教育行政側が議論の方向性を整理・示唆する形で、現実的に実現可能な選択肢をある程度絞ってガイドライン的に提示する必要があるのではないか。 ・ ここまですごく丁寧に議論を進めてきたと思うが突然雑になったと感じる。まず「学校に着ていく服」の定義を理解することが一番重要なことであり、子供や教職員、保護者、地域住民など子供に関わる全ての人たちに丁寧に説明をして理解を促していく。全ての話はそこからだと考える。 ・ 「学校（教職員）の対応」は、グループディスカッションや道德の授業等で取り扱うことを想定していると思われるが、であるならば一人一人の子供たちの主体性を支える教職員の人権意識を高めること（研修など）からスタートする必要性を感じる。

意見	・ 「学校（教職員）の対応」の第３段階にある「『学校に着ていく服』を生徒同士で評価する」というのはいかがか。今回の検討委員会の肝は、「自分で着る服は自分自身で決める。友達が着る服は友達自身が決める。それは尊重されるべきことである。」という点であり、生徒自身の気づきを促すために学校や授業で継続的に扱う必要があるのは、そういう主体性をもった「わたしの人権」の話である。 ・ 通常の行政が作成するロードマップのように、何年までに結論を出すという形にすると、上からの押し付けになってしまう。そういうものではなく、結論に早く達成するところ、ゆっくりと到達するところがあっても良いと思う。子供側、保護者側がそれぞれ自分たちのこととして定期的に考える機会を持つことが大切である。 ・ 学校教育の目標は、社会に参画し、社会を繋いでいく人間をつくることだと思うため、単なる「『学校に着ていく服』を決める」というロードマップとするのではなく、「学校に着ていく服」を媒介にして、地域の大人から子供まで意見を出し合う機会を持つことを目標にするのがよいと考える。 ・ 当委員会で話し合われた「いっぺんにゴールに向かわなくてもよい」というメッセージをもっと明確に出すべきだと思う。また各段階での明確なゴールと概ねの期間、それに向けた具体的な手順をそれぞれ別に示す必要があると思う。 ・ 第１段階前の前の準備段階として、生徒より先に教職員が「学校に着ていく服」の定義や検討の必要性、目的や背景等を理解することが最も重要である。 ・ 第１段階の学校の対応では、生徒以外のステークホルダー（学校運営協議会、保護者、制服販売業者）に対する理解促進が必要となる。制服の問題は家庭や地域の問題でもあるため、生徒指導提要に示される「チーム学校」として取り組まなければならない。 ・ 「学校に着ていく服」を誰が定めるのか分かりづらい。あり方を生徒主体で検討するとある一方で、「各学校が定めたルール」という記載があり、矛盾が生じている。 ・ 「『学校に着ていく服』を生徒同士で評価する仕組み」という表現は、だらしない恰好をした生徒をほかの生徒が是正するという場面が想像される。生徒同士で評価するのは服装ではなく、目指すゴールが自分たちにとってどうかという点ではないか。また、第１段階と第２段階の間に「各学校の方針を定める」が必要かと思う。 ・ 市教委の取組に「ガイドライン」という記述があるが、ガイドラインを作成する方向で検討委員会を開催しているという捉えでよい。その件はまだ名言されていないが、ガイドラインは必要だと思っている。
----	---

協議事項	(4)「学校に着ていく服」の検討の必要性について
説明	・ なぜ今「学校に着ていく服」を検討する必要があるのかを学校に示していくにあたり、3つの観点から項目を整理した。生徒主体での検討を進めていくためには、検討を側面から支援する教職員がこれらの観点を十分に理解しておくことが重要であると考え。 ・ 1点目は「子供の人権・多様性の尊重」である。『児童の権利に関する条約』と『こども基本法』については、その目的や理念を理解しておく必要がある。生徒指導提要（生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等についてまとめたもの。生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文科省が作成）においても、その点が記載されている。 ・ 2点目は「制服に対するニーズへの対応」である。昨年度実施したアンケート調査結果から、現行に制服に対して何かしらの不満や不安を持っている子供や保護者が多数いることが判明した。すでに制服の見直しを図っている学校もあるが、その結果も含めて自校の制服の現状や課題等を把握する必要があると考える。 ・ 3点目は「保護者の経済的負担軽減」である。保護者からは制服が高いといった不満の声が圧倒的に多い状況である。本市では登下校時のみ着用という学校が多いことから、価格が着用頻度と見合っていないという意見も多数ある。文科省や公正取引委員会から示された留意事項等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減の観点からも検討が必要である。
意見	・ 生徒が安心して登下校したり学校生活を送ったりすることができるよう、「学校に着ていく服」によって学校に行きたくないと思う状況にしてはいけないと思う。ただ、中学校によってはすでに校内で議論し、うまくいっている学校もある中で、この会の着地点をどうするのか。 ・ ここで示された3つの観点は、いずれも議論を進めていく上で重要であると考えるが、問題はそれらの理念的方向性を「学校に着ていく服」の学校ごとの結論に至る過程の中でどのように担保していくかであり、簡単な課題ではないと考える。 ・ 保護者や子供のアンケート結果と実際の検討委員会での論点がずれてきているように感じる。マイノリティはとても重要であるが、折中点を設けないと結論に至らず時間ばかりかかってしまうと思う。 ・ 世の中のジェンダーに対する考え方は大きく変わってきており、男か女かという二つしかないという区別の仕方ではなく、男と女の間にゆっくりとしたつながりがあるような形で理解されている。制服についても同様に、男性型や女性型ではない中間的なものがいくつか用意されている、または中間の部分は自分が着たいものを着ていくことで埋まるというような方向性がよいと考える。

「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（再提案）

論点1	「学校に着ていく服」の定義
項目	・「学校に着ていく服」の定義・位置付け

論点2	「学校に着ていく服」の検討の必要性
項目	・ 子供の人権・多様性の尊重 児童の権利に関する条約、こども基本法、生徒指導提要（改訂版） ・ 制服に対するニーズへの対応 制服に関するアンケート調査の結果を踏まえて ・ 保護者の経済的負担軽減 通学用服等の学用品等の適切な取扱い 制服の販売価格低減につながる取組

論点3	「学校に着ていく服」の目指す方向性
項目	・ 「学校に着ていく服」の目指す方向性 ・ ロードマップの方向性

論点4	「学校に着ていく服」を検討するために必要な観点
項目	・ 自校の制服を取り巻く現状や課題等の把握 ・ 生徒及び教職員の人権・多様性への理解、心理的安全性の担保 ・ 生徒が自ら考え、広く意見を言える場や仕組み ・ 保護者・地域の参画 ・ 学校で新たな独自制服を検討する場合の留意事項（デザインや素材、機能性、制服メーカーの選定、移行期間など）

論点5	「学校に着ていく服」の実現に向けて必要となる市の取組
項目	・ 学校に対する取組（学校向けガイドラインの作成、教職員研修など） ・ 保護者、地域住民、制服事業者に対する「学校に着ていく服」の理解促進に係る取組 ・ その他必要な取組（施設整備、リユースの仕組み など）

※市標準服を項目に加えるかについては、**論点4**における議論を踏まえて判断

論点6	「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ
項目	・ 各段階に必要な視点とそれに向けた学校・行政の取組

「学校に着ていく服」の実現による 心理的安全性の高い学校づくり

※「心理的安全性の高い学校」とは

・全ての生徒が、自分の考えや気持ちを安心して発言・表現できる環境が整っている学校

- ①制服を含めた多様な選択肢から「学校に着ていく服」を選択することができる。
⇒制服も選択肢の一つとなるため、制服を選択しないことが特別ではなくなる。制服の着用が学校に対する不満や不安の一因となっている生徒・保護者にとって負担が軽減される。
- ②TP0に合わせて「学校に着ていく服」を自分で考え、選択することができる。
⇒「学校に着ていく服」の選択は、生徒個人の権利であり、各学校が生徒主体で決めた方針等に基づく選択であれば、他者から強制されたり阻害されたりしない。
- ③「学校に着ていく服」によって、自分が尊重されていると感ずることができるとともに、他者が選択した「学校に着ていく服」を尊重し、認め合うことができる。
⇒「学校に着ていく服」について話し合う機会等を通じて、自他の人権を尊重する心や態度が育まれるとともに、多様性を理解し認め合う環境がえられる。

「学校に着ていく服」ロードマップの方向性

1 目 的

「学校に着ていく服」の目指すゴールを子供・保護者・学校・地域・行政で共有するとともに、ゴール達成に向けた学校・行政の取組を明確にする。

2 内 容

- ・目指すゴールに向けて段階（プロセス）を設定する。
- ・各段階において必要な観点、それを踏まえた学校や行政が行う取組を示す。
- ・各段階の進め方や次の段階への進行は、各学校が生徒主体で検討し、保護者等のコンセンサスを得ながら進めていくことから、期間は明記しない。
- ・学校の取組については、ガイドラインで具体的な方向性を示す。

段 階			
必要な視点			
学校の取組	※内容については、論点4・5の協議を踏まえて作成		
行政の取組			